

## 懲戒処分について

北海道教育委員会  
令和7年(2025年)5月29日付  
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	道央高等学校 教職員 (男性・33歳)	懲戒免職	令和6年10月、女性が18歳未満であることを認識していたが、女性とホテルに宿泊し、衣服の上から女性の胸を揉んだ。
2	帯広市高等学校 教諭 (男性・54歳)	戒告	令和6年10月頃、生徒の右脛の下部を、靴を履いた右足の母趾球付近で蹴った。
3	恵庭市中学校 教諭 (男性・54歳)	停職6か月	令和6年10月7日(月)、江別市内のコンビニエンスストアの駐車場で自家用車を後進させた際に、同店の駐車場に駐車されていた無人の自家用車右後部に自車左後部を衝突させ、事故処理のため駆け付けた警察官による呼気検査の結果、酒気帯び運転違反の基準値(0.15mg/ℓ)を上回るアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙された。